

平成 26 年 3 月 17 日

各 位

会社名 日本調剤株式会社
代表者名 代表取締役社長 三津原 博
(コード番号 3341 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 鎌田 良樹
(TEL. 03-6810-0800)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 17 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更を平成 26 年 6 月 25 日開催予定の第 34 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所が公表した、平成 19 年 11 月 27 日付「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社単元株式数を変更するものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 10 株から 100 株に変更いたします。これに伴う株式分割は実施いたしません。

単元株式数を 100 株とすることにより、新たに 1 単元未満となる株主様は平成 25 年 9 月末現在で 4,135 名であります。この株主数の割合は株主総数に対して 54.59%であり、その所有される株式数の割合は発行済み株式総数に対して 1.30%であります。

当社におきましては、仮に株式を 1 株につき 10 株の割合をもって分割する株式分割を実施することが考えられますが、分割後の株価は理論上、10 分の 1 となることが想定されることで企業イメージの低下を招く恐れがありますので、単元未満株のみを所有される株主様が新たに生ずるとしても、現時点におきましては、株式分割を実施しないことが適当であると判断いたしました。

なお、東京証券取引所では、売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限を平成 26 年 4 月 1 日と定めております。当社といたしましては、当該移行期限までに単元株式数の変更に対応すべく臨時株主総会の実施も検討いたしましたが、株主様へのご負担を考慮し、本年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会にてご決議いただき、単元株式数の 100 株への移行を実施させていただくことを決定いたしました。

当社株主様におかれましては、単元株式数変更後におきましても変わらぬご愛顧を賜りますようお願いいたします。

(3) 変更予定日

平成 26 年 7 月 1 日 (火)

(ご参考)

上記変更に伴い、平成 26 年 7 月 1 日 (火) をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も 10 株から 100 株に変更されることとなります。

(4) 変更の条件

平成 26 年 6 月 25 日 (水)開催予定の当社第 34 期定時株主総会において、定款の一部変更に関する議案が承認可決することを条件といたします。

2. 定款の変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第 1 条～第 6 条 (記載省略)	第 1 条～第 6 条 (現行どおり)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>10</u> 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第 8 条～第 41 条 (記載省略)	第 8 条～第 41 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>第 7 条の変更は、平成 26 年 7 月 1 日に、効力を発生する。なお、本条は効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(3) 変更予定日

平成 26 年 7 月 1 日 (火)

3. 単元未満株式の取扱いについて

単元株式数の変更に伴い、100 株未満の株式は単元未満株式となります。単元未満株式をご所有の株主様は、取引所市場にてご所有の単元未満株式を売買することはできませんが、単元未満株式の買取制度をご利用頂くことが可能であります。具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座で当社株式をご所有の株主様は、お取引のある証券会社へ、特別口座でご所有の株主様は、特別口座の口座管理機関である三菱 UFJ 信託銀行株式会社まで、それぞれお問い合わせ下さい。

(ご参考)

単元未満株式の買取制度とは

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し、株主様をご所有される単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

以 上